

相模原・津久井地域合併協議会の廃止等に関する合意書

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町（以下「1市3町」という。）は、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の取扱いについて協議した結果、次のとおり合意書を締結する。

- 1 協議会は、平成18年3月19日をもって廃止する。
- 2 1市3町は、協議会の廃止の日までに地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の6の規定に基づき、協議会の廃止の手続きを完了させるものとする。
- 3 城山町の合併について町民の意思を問う住民投票条例（平成16年12月27日城山町条例第21号）第2条の規定に基づき、平成18年2月26日に実施する住民投票の結果を踏まえ、城山町が新たに相模原市に合併協議を申し入れた場合には、相模原市と城山町で合併協議会を設置することについて改めて協議するものとする。
- 4 この合意書に定めのない事項又はこの合意書に疑義を生じたときは、1市3町の長が協議して定めるものとする。

この合意書の締結を証するため、本書4通を作成し、1市3町の長が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年1月26日

相模原市長 小川 勇 夫 印

城山町長 小林 正 明 印

津久井町長 天 野 望 印

相模湖町長 溝 口 正 夫 印